

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係  
補助金等交付要綱

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課

(令和5年4月)

## 目 次

1	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係補助金等交付要綱	1
2	補助金等交付申請書（様式第1号）	4
3	事業実施計画書（実績書）（様式第2号）	5
4	収支予算書（様式第3号）	6
5	事業内容等変更承認申請書（様式第4号）	7
6	補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）	8
7	補助事業等実施状況報告書（様式第6号）	9
8	補助金等交付決定通知書（様式第7号）	10
9	補助金等交付決定変更通知書（様式第8号）	11
10	補助事業等実施状況報告書（様式第9号）	12
11	補助事業等実績報告書（様式第10号）	13
12	収支精算書（様式第11号）	14
13	補助金等概算（前金）払申請書（様式第12号）	15
14	取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）	16
15	保健・疾病対策課関係補助金等の種類等（別表第1）	17
16	軽微な変更にあたる変更（別表第2）	26
17	概算（前金）払する補助金等（別表第3）	28
18	処分制限財産の指定（別表第4）	30
19	手続きの一部を省略できる補助金（別表第5）	31

## 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係の補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、収支予算書の様式については、補助事業者の会計方式等の事由により様式第3号により難しい場合は、当該補助金等の収支の見通しに関し補助事業者が作成する任意の様式をもって様式第3号に代えることができるものとする。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

（補助金等交付の条件等）

第3 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

ただし、補助金等の性質により、必要でない条件については、この限りではない。

(1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。

(2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

イ 補助事業等の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。

ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

(5) 補助金等の収入及び支出を明らかにした帳簿及び補助金等の申請から受領に至るまでの関係書類を整備し、これらの帳簿及び関係書類を事業完了後5年間は保存すること。

2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 事業内容等変更承認申請書（様式第4号）
  - (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- 3 第1項（3）の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条第2項の規定により準用する第250条の規定に基づく変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更通知書（様式第8号）によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自殺予防県民運動実行委員会運営費補助金及び地域自殺対策強化事業費補助金に係る補助金等交付決定通知書及び補助金等交付決定変更通知書の様式については、別に定める。

（状況報告）

第5 財務規則第253条の規定による補助事業等実施状況の報告は、補助事業等実施状況報告書（様式第9号）により、別に定める日までに提出するものとする。

（実績報告書）

第6 財務規則第255条に規定する実績報告書は、様式第10号によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、収支精算書の様式については、補助事業者の会計方式等の事由により様式第11号により難しい場合は、当該補助金等の収支の精算に関し補助事業者が作成する任意の様式をもって様式第11号に代えることができるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第7 補助金等の請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

- 2 財務規則第258条第2項及び第3項の規定により概算払又は前金払することができる補助事業等の種類、限度額又は交付時期は別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第12号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第8 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。

ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

- 2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は

財産処分により生じる収益（損失保証金を含む）のいずれか高い金額に、補助率を乗じて得た額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむをえない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。

（手続きの一部省略）

第9 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、別表第5に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

補助金等交付申請書

(記号・番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助事業等の実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

(注1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一に記載すること。

(注2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

様式第2号

事業実施計画書(事業実績書)

補助金等の名称	様式
結核予防費補助金	別に定める
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金	別に定める
原爆死没者慰霊等事業費補助金	別に定める
予防接種事故処理費負担金	別に定める
予防接種対策事業費補助金	別に定める
感染症予防事業費負担金	別に定める
感染症指定医療機関運営費補助金	別に定める
感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	別に定める
感染症外来協力医療機関施設整備費補助金	別に定める
感染症外来協力医療機関設備整備費補助金	別に定める
新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金	別に定める
新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備費補助金	別に定める
自殺予防県民運動実行委員会運営費補助金	別に定める
難聴児補聴器購入費助成事業補助金	別に定める
未熟児養育医療費県負担金	別に定める
地域自殺対策強化事業費補助金	別に定める
不妊治療総合支援事業費補助金	別に定める
妊婦訪問支援事業費補助金	別に定める
臨床調査個人票電子化等推進事業補助金	別に定める

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部 (単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部 (単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

事業内容等変更承認申請書

(記号・番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の  
事業内容等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請しま  
す。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等交付決定額 円

4 変更後交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

5 変更が必要な理由

(注1) 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書  
を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

(注2) 記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段 ( ) 書きで、変更計画を下段  
に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

（記号・番号）

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 中止（廃止）する理由

5 中止（廃止）する部分

補助事業等実施状況報告書

(記号・番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等  
が実施期間中に完了(遂行)が困難になったので指示されるよう報告しま  
す。

1 補助事業等の名称

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由(事業遂行状況)

## 補助金等交付決定通知書

指令  
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 補助金等の名称

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金等交付決定額の内訳 (金額単位：円)

補助対象事項	補助対象 事業費	補助金等 交付決定額	交付決定額の内訳	
			国費	県費
計				

4 補助事業の目的

5 交付条件

補助金等交付決定変更通知書

指令  
年 月 日

補助事業者様

秋田県知事 印

年 月 日指令 をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第 252 条の規定により通知します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助対象事項
- 3 変更する事項

・ 交付決定額（例） （金額単位：円）

変 更 前				変 更 後			
補助対象 事業費	交 付 決定額	交付決定額の内訳		補助対象 事業費	交 付 決定額	交付決定額の内訳	
		国 費	県 費			国 費	県 費

- 4 変更の理由
- 5 変更による新たな条件

（注 1）記載する事項は、不要部分を適宜省略すること。

## 補助事業等実施状況報告書

(記号・番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

年 月 日付け で補助金等決定通知のあった補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称 (種類)

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 実施状況

補 助 事 業 名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進 捗 率	着 手 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日	備 考
	事業量	事業費	補助金 交 付 決 定 額	事業量	事業費	補助金 受 領 額				
		円	円		円	円	%			



様式第 1 1 号

収 支 精 算 書

収入の部 (単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部 (単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算（前金）払申請書

（記号・番号）

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住 所（法人にあつては事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては代表者職氏名）

補助金等の概算（前金）払について（申請）

年 月 日付け指令 により補助金等の交付決定を受けましたが、補助金等交付決定の内容及び交付条件に従い、事業を完全に遂行しますので、次のとおり補助金等の概算（前金）払を申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 5 補助金等既受領額 \_\_\_\_\_ 円
- 6 補助金等今回請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 7 概算（前金）払申請理由

## 取得財産目的外処分承認申請書

(記号・番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

補助事業等により取得 (効用の増加) した財産を、次のとおり目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

- 1 目的外処分する財産 (名称)
- 2 補助事業等の名称
- 3 補助事業等の種類
- 4 交付決定年月日及び交付決定通知書番号
- 5 補助事業等実施年度
- 6 補助金等受領額
- 7 財産の処分制限期間           年 月 日から           年 月 日まで
- 8 目的外処分の内容及び理由

(注1) 目的外処分の内容については、目的外使用 (一部転用)、譲渡、交換、貸付等、処分の内容ごとに分けて記載すること。

別表第1

保健・疾病対策課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限	経由機関
結核予防費補助金	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による定期健康診断に要する経費に対し交付する。	単独事業	2 / 3 以内	私立学校(修業年限が1年未満のものを除く)及び社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の設置者(秋田市に所在地を有するものは除く)。	知事が別に定める日	事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金	小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付する事業に要する経費に対し交付する。	補助事業	市 1 / 2 以内 町村 3 / 4 以内	市 町 村	〃	〃	
原爆死没者慰霊等事業費補助金	原爆死没者を慰霊し永遠平和を祈念する事業に要する経費に対し交付する。	補助事業	3 / 4 以内	地域、職域等の原爆死没者慰霊等事業の実施者	〃	〃	
予防接種事故処理費負担金	予防接種法に基づき、予防接種による健康被害者の給付に要する経費に対し交付する。	補助事業	3 / 4 以内	市 町 村	〃	〃	

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限	経由機関
予防接種対策事業費補助金	予防接種による健康被害発生時の調査に要する経費に対し交付する。	補助事業	3/4以内	市町村	知事が別に定める日	事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日	
感染症予防事業費負担金	感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒等に要する経費に対し交付する。	補助事業	2/3以内	市町村	〃	〃	
感染症指定医療機関運営費補助金	感染症指定医療機関の運営に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	感染症指定医療機関の開設者	〃	〃	
感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	感染症指定医療機関の施設・設備整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	感染症指定医療機関の開設者	〃	〃	
感染症外来協力医療機関施設整備費補助金	感染症専門外来部門の施設の整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	市町村、医療法に基づく開設の許可を受けた医療機関	〃	〃	
感染症外来協力医療機関設備整備費補助金	新型インフルエンザ等に係る感染症専門外来部門の必要な医療資機材の整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	市町村、医療法に基づく開設の許可を受けた医療機関	〃	〃	

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限	経由機関
新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金	新型インフルエンザ等患者の入院治療を提供する医療機関の施設整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	新型インフルエンザ等患者の入院医療を担当する医療機関	知事が別に定める日	事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日	
新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備費補助金	新型インフルエンザ等患者の入院治療を提供する医療機関に必要な医療資機材の整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	10/10以内	新型インフルエンザ等患者の入院医療を担当する医療機関	〃	〃	
自殺予防県民運動実行委員会運営費補助金	自殺予防活動を県民運動として推進することを目的として民間団体等により設立される県民運動実行委員会の運営に要する経費に対し交付する。交付決定があった年度の4月1日から3月31日までの期間に実施される事業を対象とする。	補助事業	10/10以内	知事が適当と認める民間団体等	〃	〃	
難聴児補聴器購入費助成事業補助金	身体障害者手帳の交付対象にならない程度の難聴のある児童に対し、市町村が実施する補聴器購入費助成事業に要する経費に対し交付する。	補助事業	1/3以内	市町村	〃	〃	
未熟児養育医療費県負担金	身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対し、市町村が実施する未熟児養育医療に要する経費に対し交付する。	補助事業	国庫負担基本額×1/4	市町村	〃	〃	

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限	経由機関
地域自殺対策強化事業費補助金	地域における自殺対策を強化するため、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的事業や、特に必要性の高い自殺対策のため、地域の特性に応じ実施する事業に要する経費に対し交付する。交付決定があった年度の4月1日から3月31日までの期間に実施される事業を対象とする。	補助事業	<p>【1/2以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面相談事業</li> <li>・電話・SNS相談事業</li> <li>・人材養成事業</li> <li>・普及啓発事業</li> <li>・自死遺族支援機能構築事業</li> <li>・計画策定実態調査事業</li> </ul> <p>【2/3以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層対策事業</li> <li>・深夜電話相談強化事業</li> <li>・自殺未遂者支援事業</li> <li>・SNS地域連携包括支援事業</li> <li>・ゲートキーパー養成事業</li> <li>・災害時自殺対策継続支援事業</li> </ul> <p>【10/10以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時自殺対策事業</li> <li>・ハイリスク地対策事業</li> <li>・自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業</li> <li>・若者の自殺危機対応チーム事業</li> <li>・地域特性重点特化事業</li> </ul> <p>【3/4以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業として知事が適当と認める事業</li> </ul>	市町村	知事が別に定める日	事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日	
			【10/10以内】	知事が適当と認める民間団体等			

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書提出期限	実績報告書提出期限	経由機関
不妊治療総合支援事業費補助金	不妊治療の経済的負担の軽減措置等の事業に要する経費に対し、交付する。	補助事業	1 / 2 以内	中核市	〃	〃	
妊婦訪問支援事業費補助金	若年、経済的不安、育成歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予想される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。	補助事業	1 / 2 以内	市 町 村	知事が別に定める日	事業完了後 30 日以内または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日	
臨床調査個人票電子化等推進事業補助金	厚生労働省主導で実施している指定難病患者データベース等の改修に伴い、医療機関が臨床調査個人票等のオンライン登録を行うにあたり、当該データベースに接続するためのオンライン環境整備に要する経費に対し交付する。	補助事業	1 / 2 以内	県内の難病指定医等が在籍する指定医療機関	知事が別に定める日	事業完了後 30 日以内または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日	

## 別表第 2

## 軽微な変更にあたる変更

補助金等の名称	経費の配分の変更の場合	事業内容の変更の場合
原爆死没者慰霊等事業費補助金	全体経費の20%を越えない増減	事業量の20%を越えない増減
予防接種事故処理費負担金	〃	〃
感染症予防事業費負担金	〃	〃
感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	〃	〃
感染症外来協力医療機関施設整備費補助金	〃	〃
感染症外来協力医療機関設備整備費補助金	〃	〃
新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金	〃	〃
新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備費補助金	〃	〃
難聴児補聴器購入費助成事業補助金	〃	〃
結核予防費補助金	〃	〃
未熟児養育医療費県負担金	〃	〃
地域自殺対策強化事業費補助金	〃	〃
不妊治療総合支援事業費補助金	〃	〃
妊婦訪問支援事業費補助金	〃	〃
臨床調査個人票電子化等推進事業補助金	〃	〃

## 別表第3

## 概算（前金）払する補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算（前金）払する率又は額	交付時期
感染症外来協力医療機関施設整備費補助金	補助事業	市町村、医療法に基づく開設の許可を受けた医療機関	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による
感染症外来協力医療機関設備整備費補助金	補助事業	市町村、医療法に基づく開設の許可を受けた医療機関	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による
新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金	補助事業	新型インフルエンザ等患者の入院医療を担当する医療機関	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による
新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備費補助金	補助事業	新型インフルエンザ等患者の入院医療を担当する医療機関	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による
自殺予防県民運動実行委員会運営費補助金	補助事業	知事が適当と認める民間団体等	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による
地域自殺対策強化事業費補助金	補助事業	知事が適当と認める民間団体等	交付決定額の 10/10	補助事業者からの申請による

## 別表第4

## 処分制限財産の指定

補助金等の名称	財産の区分	財産の名称	処分制限期間
感染症指定医療機関施設 ・設備整備費補助金	建 物 建物附属設備 器具及び備品 機械及び装置	感染症病床	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」 (平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号)の例に準じる。
感染症外来協力医療機関 施設整備費補助金	建 物 建物附属設備	感染症診察室、感染症待合室	同 上
感染症外来協力医療機関 設備整備費補助金	器具及び備品 機械及び装置	HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーティション、簡易ベッド、簡易診療室及びそれらに付帯する備品	同 上
新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備 費補助金	建 物 建物附属設備	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修に係る部分	同 上
新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備 費補助金	器具及び備品 機械及び装置	人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺、簡易病室及びそれらに付帯する備品	同 上

別表第 5

手続きの一部を省略できる補助金

補助金等の名称	手続きの省略できる書類
結核予防費補助金 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金 原爆死没者慰霊等事業費補助金 予防接種事故処理費負担金 予防接種対策事業費補助金 感染症予防事業費負担金 感染症指定医療機関運営費補助金 感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金 感染症外来協力医療機関施設整備費補助金 感染症外来協力医療機関設備整備費補助金 新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設整備費補助金 新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備費補助金 自殺予防県民運動実行委員会運営費補助金 難聴児補聴器購入費助成事業補助金 未熟児養育医療費県負担金 地域自殺対策強化事業費補助金 不妊治療総合支援事業費補助金 妊婦訪問支援事業費補助金 臨床調査個人票電子化等推進事業補助金	補助事業等実施状況報告書 (様式第 9 号)